

「兵庫津で踊る！」イベント業務 委託仕様書

1 業務の名称

「兵庫津で踊る！」イベント業務（以下「本業務」という。）

2 概要

地元出身の著名アーティスト・舞台演出家“やなぎ みわ”氏の監修のもと、地域団体と連携し、「踊り念仏×現代アート複合イベント」を兵庫津ミュージアム等において開催することを通じて、県庁発祥地が持つ歴史・地域資源の魅力を広く発信する。

3 業務期間

委託契約締結の日から令和6年10月31日まで

4 委託料（上限）

金2,508千円（消費税及び地方消費税含む）

5 事業構成

県がテーマや出演者等を指定するイベント業務の一部を行う。イベントは以下の2部構成で行い、イベントの参加者数は140名（第1部・第2部通しでの参加を予定）・事前申込制とする。参加費の金額は、委託業務契約締結後、県と協議の上、決定することとする。

※県と受託者の役割分担・留意事項は「<別紙1>企画提案書作成及び業務実施における留意事項」を参照すること。

※登壇者・出演者（敬称略・50音順に記載）は令和6年5月31日現在の情報を記載。

第1部 トークイベント

日 時：令和6年10月13日（日）15時～16時30分

場 所：県立兵庫津ミュージアム・ひょうごはじまり館3階研修室

（〒652-0844 神戸市兵庫区中之島2丁目2-1）

内 容：踊り念仏と兵庫津との「縁」や、踊り念仏と現代アートの「つながり」をテーマに出演者間でトークイベントを実施

登壇者：岩田 尚登（満福寺（神戸市兵庫区）住職）

志人（詩人/作家/作詩家/語り部）

田辺 真人（兵庫津ミュージアム名誉館長）

やなぎ みわ（美術作家、舞台演出家）

第2部 ダンスイベント

日 時：令和6年10月13日（日）18時～19時

場 所：薬仙寺駐車場 ※＜別紙2＞・＜別紙3＞参照

（〒652-0853 兵庫県神戸市兵庫区今出在家町4丁目1-14）

内 容：伝統文化と現代アートを組み合わせたダンスイベント

出演者：音遊びの会（神戸市兵庫区和田岬を拠点とするアーティスト集団）

時宗僧侶 10名程度

志人（詩人、作家、作詩家、語り部）

辻本 佳（ダンサー）

Mecav（ポールダンサー）

6 業務スケジュール

令和6年7月	広報・参加者募集開始
令和6年9月	出演者等によるリハーサル実施
令和6年10月12日（土）	第2部会場前日設営
令和6年10月13日（日）	イベント当日
令和6年10月31日（木）	業務終了

7 業務内容

（1）実施計画の作成

- ・受託者は、本業務の実施計画（基本方針、コンセプト、スケジュール、実施体制等）を策定すること。
- ・ターゲットは、主に若年層とする。ターゲット層に対し、情報発信の手段・発信先、配信媒体等を提案すること。

（2）イベント実施業務

受託者は、監修の“やなぎ みわ”氏と協議の上、本事業を実施するために必要な業務を行う。主な内容は次のとおりであるが、事業実施の過程で、業務内容の修正及び追加が必要となる場合は、県と協議のうえ、対応することとする。

なお、企画提案書作成及び業務実施に際しては、「＜別紙1＞企画提案書作成及び業務実施における留意事項」に従い実施することとする。

①第1部・第2部共通業務

- ・広報活動
 - ※作成したチラシ、ポスター等の各種データは、県へ提供すること。
- ・申込受付・管理
- ・参加費の徴収業務
- ・イベント保険の加入

②第2部

- ・監修者との連絡調整
- ・出演者等への謝金等の支払い
- ・リハーサルの実施に係る調整
- ・ダンスイベントの内容・出演者等との連絡調整
- ・会場設営・撤収
- ・イベント当日の進行・現場調整

8 実績報告

受託者はイベント終了後、速やかに事業の成果（実績、記録、写真、事業経費）をまとめた実績報告書を作成し、県に2セット（紙媒体及びデータ）提出すること。

9 その他の留意事項

（1）実施体制

ア 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

ウ 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（2）秘密保持等

ア 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）に十分留意しなければならない。

イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

（3）著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(5) その他

ア 受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は委託契約金額に全て含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しない。

イ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

ウ 自然災害や大規模事故等の発生による、県の判断で事業の一部又は全部を実施しない場合は、契約の変更を行うこととし、出来高（準備費用等）に基づき契約金額の変更を行うものとする。

エ 受託者はこの仕様書に基づき、適宜、県と連絡を取りその指示に従うこと。

オ 本業務の遂行にあたり、受託者は、県及び関係者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

カ 本業務（費）に係る経理については、他の事業（費）と明確に区分するとともに、証拠書類を整理し事業終了後5年間保存すること。

キ 消費税の免税事業者である場合、自社が負担しない消費税は計上しないこと。

ク 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

ケ 業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。事故・損害等のリスクについては、第一義的には受託者において対応すること。

企画提案書作成及び業務実施における留意事項

(1) 業務・経費分担について

下記に基づき、業務実施とすることとする。

① 第1部・第2部共通事項（イベント広報・申込受付等）

業務事項	業務担当	業務に係る 経費負担	備考
広報活動	受託者	受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントチラシ・ポスター作成、印刷・発送作業を想定しているが、受託者による追加の独自提案（例：SNSによる広告配信（費用：受託者負担））を妨げるものではない。 ・広報手段（チラシ等の枚数・広報先等）は独自提案とし、より多くの参加申込が見込めるようにすること。 ・チラシ等のデザイン（案）は、受託者で制作し、県と協議の上、決定することとする。
申込受付・管理	受託者	受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせ対応については、web または電話等での受付体制を確保し、第一義的には受託者が対応することとし、内容により県担当者に繋ぐこととする。 ・事前申込制とするが、先着、抽選のいずれを採用するかは独自提案とする。
参加費の徴収業務	受託者	受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法等については、独自提案とする。 イベント当日会場で徴収を行う際は、受託者よりスタッフ等を配置し、現場で混乱等が生じないようにすること。
イベント保険の加入	受託者	受託者	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント賠償責任保険（保険金額1名1億円、1事故2億円以上（免責金額0円））、傷害保険（死亡・後遺障害保険金額500万円程度、入院保険金日額5,000円程度、通院保険金日額3,000円程度）に加入すること。

②第1部

業務名	業務担当	業務に係る 経費負担	備考
監修者との連絡調整	県	県	
登壇者への出演交渉・ 謝金等の支払い	県	県	
会場設営	県	県	
トークイベントの内 容・出演者調整	県	県	
当日の進行	県	県	

③第2部

業務名	業務担当	業務に係る 経費負担	備考
監修者との連絡調整	受託者	受託者	
出演者等への出演交 渉・謝金等の支払い	出演交渉 ：県 謝金等の支払 ：受託者	受託者	・謝金等総額の目安は、下記「2 本 事業の経費配分の目安」を参照。 ・各出演者等への配分は、県と協議 の上で決定することとする。
リハーサルの実施に係 る調整（出演者等関係 者・場所等）	受託者	受託者	
ダンスイベントの内 容・出演者等との連絡 調整	受託者	受託者	・ダンスイベントの内容は、監修者 と調整の上、決定することとする。
会場設営・撤収	受託者	受託者	下記に記載の【業務】について、現 場設営、現場撤去、運搬に係る業務 を実施すること。資材・機材費、人 件費、運搬費等設営・撤収にかかる 一切すべてを受託者が負担すること。 また、舞台照明の事前の確認の ため、イベント前日に会場設営を完 了させることとする。 【業務】 ①MIWAYANAGI OFFICE が所有する舞

			台車の手配 ②当日上記舞台車のメンテナンスを行える体制の整備 ③舞台音響・舞台照明の設置 ④イベント本番時の舞台音響・舞台照明の操作 ⑤参加者の安全確保用の会場照明の設置 ⑥目隠幕の設置 ※延長：約 80m（＜別紙 3＞参照） ※会場を囲むフェンスに設置 ⑦会場と住宅敷地を区切るロープの設置 ※延長：約 50m（＜別紙 3＞参照） ※トラロープ、コーンもしくは杭を想定 ⑧出演者控室（普照院 2 階）における姿見鏡・パーテーションの設置 ⑨会場内警備員 3 名以上の配置 ⑩その他：野外イベント開催で準備する必要がある想定される備品・案内等（例：サイン看板、机・椅子等の備品）
イベント当日の進行・現場調整	受託者	受託者	・監修者と協議の上、実施すること

（２）出演者等への謝金等の支払い

謝金等総額は、下記「２ 本事業の経費配分の目安」に記載以上の金額を計上する。受託者が出演者等へ謝金等を支出する際は、受託者は源泉徴収等の必要な処理を行うこと。

（３）第 2 部会場付近に居住する近隣住民への配慮について

第 2 部会場は住宅街にあるため、深夜における会場設営・撤収作業等は慎み、それ以外の時間帯で作業する場合も騒音を極力出さないように配慮すること。

（４）第 2 部会場設営・撤収時の注意事項

会場への物品の搬入、設営等にあたっては、施設・敷地に損害を与えないよう十分に配慮するとともに、万が一、修復が必要な状況となった場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(5) 第2部イベント会場の安全対策

本事業実施にあたり、第2部会場敷地内に警備員を最低3名配置する等、出演者・参加者の十分な安全対策を確保すること。その他必要に応じて監視員、誘導員を適切に配置すること。

(6) 参加費について

参加費の金額については、業務委託契約締結後、県・受託者と協議の上、決定することとする。参加費を徴収することとなった場合は、受託者が納入し、イベント終了後に参加費分を減額する委託変更契約を締結することとする。

(7) その他

イベントを実施するにあたり、警察・消防機関等の行政機関へ届け出が必要な場合は、受託者が遅滞なく対応すること。

2 本事業の経費配分の目安

業務	目安（税抜き）
①第1部・第2部共通経費	総額 40 万円前後
②第1部	受託者負担なし想定（県負担）
③第2部	総額 185 万円前後 ※以下の業務について記載以上の金額を必ず計上すること ・出演者等への謝金等の支払い（70 万円） ・MIWAYANAGI OFFICE が所有する舞台車の費用 （レンタル費用：20 万円） ※会場までの輸送費は含んでいないため、注意すること

<別紙2>会場位置図



<別紙3> 第2部会場図

